

建築物の耐震化の推進について

建設交通部建築指導課

平成28年度に改訂した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を推進

I 住宅の耐震化の推進

- 1 目標 住宅の耐震化率 — H37年 95%<H27年 83%>
減災化住宅率 — H37年 97%

2 事業内容<市町村への間接補助事業>

①耐震診断<現行>

- ・木造住宅 補助上限額 50千円/戸<他、自己負担額 3千円/戸>
- ・マンション 補助上限額 20千円/戸<自己負担額 10千円/戸>

②本格改修<対象：木造住宅、H30 補助上限額を増額 100万円 (← 90万円)>

- ・補助上限額 1,000千円/戸<自己負担額 250千円/戸>
- (従前制度) 900千円/戸<自己負担額 300千円/戸>

③簡易改修<対象：木造住宅、H30 補助上限額を増額 40万円 (← 30万円)>

- ・補助上限額 400千円/戸<自己負担額 100千円/戸>
- (従前制度) 300千円/戸<自己負担額 100千円/戸>

〔※②③で新制度に移行する場合は、市町村が、戸別訪問等による住宅所有者への啓発活動等の取り組みを、計画的に実施することを要件としている。〕

④耐震シェルター設置<対象：木造住宅、H30 事業要件を緩和>

- ・補助上限額 300千円/戸<自己負担額 100千円/戸>
- ・事業要件の改正 事業要件 (60才以上、障害者等が居住) を撤廃

II 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進

- 1 目的 府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、高速道路を中心に、広域的な防災拠点施設<府庁・広域振興局、広域防災活動拠点、自衛隊駐屯地、PAZ避難時集結場所>を結ぶ緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進
- 2 計画 H33年12月末迄に対象建築物の耐震診断結果の報告義務を規定 (H29年2月改定)
- 3 対象 地震時に倒壊した場合、道路の過半以上を閉塞するおそれがある建築物
【対象建築物の要件】道路幅員の過半以上の高さ、S56年5月以前に着工

4 事業内容

	補助率	補助額等
耐震診断	10/10	延べ面積による上限額及び図書復元等の加算額あり
耐震設計	5/6	延べ面積による上限額あり
耐震改修等	11/15	<u>補助上限額 23,000千円/棟<H30 創設></u>